

原議保存期間	5年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙犯被発第5号、丙生企発第39号
丙刑企発第14号、丙組一発第11号
丙交企発第15号、丙備企発第32号
丙外事発第23号、丙サ企発第22号
令和8年4月9日
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長
警察庁交通局長
警察庁警備局長
警察庁サイバー警察局長

「被害者手帳」の作成及び交付について(通達)

「被害者手帳」の作成及び交付については、第5次犯罪被害者等基本計画(令和8年3月17日閣議決定)及び「警察庁犯罪被害者等支援基本計画の策定について(依命通達)」(令和8年3月31日付け警察庁乙官発第4号ほか)に基づき、犯罪被害者等(家族又は遺族を含む。以下「被害者等」という。)に対する支援の充実を図るため、被害直後から被害者等に対応する都道府県警察において実施することとしているところ、その目的、作成及び交付要領については下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 「被害者手帳」の目的

「被害者手帳」は、被害者等が、被害状況、自身の悩み、家族を含む支援のニーズ等のほか、支援等の担当者、これまでの支援の経過等を記録し、支援の窓口等において、必要に応じ提示等することで、同じ説明を繰り返す精神的・手続的負担を軽減しつつ、担当者とのコミュニケーションに活用するとともに、数年後に支援が必要となった場合においても、被害者等と支援側の双方において、当時の被害、支援状況等の把握が可能となることで、中長期的又は断続的にも適切かつ必要な支援を受けることができるようにすることを目的としている。

また、これまで都道府県警察から被害者等に配布している「被害者の手引」と同様、被害者等が、被害後の刑事手続等について理解し、居住している地域において利用できる支援制度、最寄りの支援機関・団体等を把握するため、これらの情報を分かりやすく提供することも目的としている。

2 作成要領

- (1) 各都道府県警察は、別途通達において定める「被害者手帳」作成のポイント（モデル案）を参考として、各都道府県の実情に合わせた「被害者手帳」を作成すること。
- (2) 「被害者手帳」の作成に当たっては、各都道府県警察の施策のほか、自治体その他の関係機関・団体が行っている施策を広く調査し、当該団体等と協議の上、各都道府県の実情に応じた充実した内容となるように工夫すること。
- (3) レイアウトや活字の大きさ、色調等、被害者等が読みやすく使いやすいものとなるよう配慮すること。
- (4) 外形については、携帯することも考慮した大きさとし、被害者等に対するものと一見して判別できないものとする。また、破損や劣化しにくい外装とするなど、長期保管に耐え得る仕様とすること。

3 交付要領

- (1) 「被害者手帳」は、従来の「被害者の手引」に代えて被害者等に交付するものとする。
- (2) 具体的には、被害者連絡実施要領（「被害者連絡実施要領の改正について」（通達）（令和5年7月10日付け警察庁丙刑企発第19号ほか）別添）第2の1に規定する「連絡対象者」に交付することを原則とする。

「連絡対象者」には、同要領に規定する「身体犯又は重大な交通事故事件」のほか、「警察本部長又は警察署長が必要と認める事件（触法少年事件を含む。）」の被害者等が含まれることを踏まえ、適用罪名に固執することなく、個々の被害者等の状況に応じた情報提供及び支援のニーズを十分に勘案して判断すること。
- (3) 「被害者手帳」の交付は、被害直後から必要な支援につなげられるよう、原則として、被害認知の際に、被害者等から事情聴取を行った捜査員等が行うものとし、交付に際しては、刑事手続、被害者等のための支援制度の概要等とともに、「被害者手帳」の利用方法について適切に教示すること。

なお、被害認知の際に交付できなかった場合には、事後速やかに交付すること。
- (4) 被害者等の支援においては、都道府県を中心とした途切れない支援の提供体制の構築が進められているところ、各都道府県の実情に応じ、警察以外の窓口等においても必要な被害者等に「被害者手帳」を交付するなど、都道府県等と連携して効果的な運用に努めること。